

情報を漏らしてはならないこととされており、また、他の事業者等に対して、その情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得ておく必要があるため、利用者の情報の取り扱いには改めてご留意願いたい。

④ 従業者要件に係る経過措置について

行動援護の従業者等については、初任者研修課程修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者にあつては行動援護従業者としてみなす経過措置を設けている。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、行動援護のサービス提供責任者及び従業者の要件における、「介護福祉士や実務者研修修了者等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす」という経過措置について、令和9年3月31日まで延長し、その後廃止することとしている。

各都道府県におかれては、経過措置対象者が行動援護従業者養成研修課程又は強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を受講していない理由等を分析するとともに、研修機会の確保等により受講促進を図り、経過措置経過後も行動援護従業者等として確保されるよう努められたい。

（6）訪問系サービス事業所が報酬請求に使用するシステムのサービスコードの修正に伴う支払い額の調整について【関連資料8】

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）を改正し、令和6年4月1日より、報酬算定に用いる単位数を見直したところである。

既にお示ししてきているとおり、今般、訪問系サービス事業所が報酬請求に使用するシステムの介護給付費等単位数サービスコード（令和6年4月施行版）（以下「サービスコード」という。）が、報酬告示の単位数とは一部異なる設定となっており、報酬の請求・支払額について告示の単位数より過不足が生じていることが判明した（都道府県及び市町村宛てに、令和6年11月29日に事務連絡、12月26日にQ&Aを発出。令和7年1月31日に、新サービスコードの確定版を厚生労働省ホームページに掲載するとともに、自治体のシステム改修に係る補助事業の交付要綱案等を市町村等へ発出）。

（当該事案の内容）

- ・該当サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援
- ・主な内容：提供時間が長時間の場合に、サービスコード上、報酬の基礎単位に1～11単位の差が生じている。

（参考）全国事業所への影響額（概算）

	影響事業所数	1事業所あたり・1月分（平均）
居宅介護	4,310 事業所 （全事業所の18%）	支払いが50円不足 （1月分平均収入額100万円）
重度訪問介護	4,150 事業所 （全事業所の48%）	支払いが5,500円不足 （1月分平均収入額170万円）
同行援護	2,560 事業所 （全事業所の38%）	支払いが80円過大 （1月分平均収入額30万円）
重度障害者等 包括支援	6 事業所 （全事業所の50%）	支払いが5,500円過大 （1月分平均収入額410万円）

新たなサービスコードでの報酬請求には、公益社団法人国民健康保険中央会、市町村、事業所のシステム等の改修が必要となる。このため、令和7年6月サービス提供分からを目途に、新たなサービスコードを用いた報酬請求が可能となるように作業を進めており、報酬の過去分調整額（令和6年4月から令和7年5月サービス提供分まで）については、令和7年6月サービス提供分の報酬支払いと同時に調整を行う予定である（令和7年8月に支払い予定）。

なお、令和7年3月下旬に、都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）から対象事業所に対し、報酬の過去分調整額（令和6年4月～令和6年12月サービス提供分の9か月分）（概算）を電子請求受付システムにてお知らせするとともに、国保連から市町村に対して、対象事業所の調整額を共有する予定である。

また、令和7年6月サービス提供分を受付する7月（7月請求）からは、事業所から新サービスコードを用いて報酬が請求され、市町村の二次審査のために都道府県の国保連から市町村に送付される一次審査結果資料においても新サービスコードの情報が含まれるため、市町村においてシステム対応ができていない場合は、市町村システムにデータを取り込めないことになる。

このため、各市町村においては、令和7年6月末までにシステム改修を終えられるよう、必ず、契約している事業者（ベンダ）に、システム改修のスケジュール等について確認いただきたい。

また、各市町村が所有するシステムの改修については、国において支援するため、令和6年度補正予算の「障害者自立支援給付審査支払等システム事業費（自治体分）」において、就労選択支援の創設に伴う改修に係る経費への補助と併せて必要な予算を計上しているところであり、ご活用いただきたい。

(参考) 全体スケジュール (予定)

令和 7 年 1 月	新サービスコードの確定版の発出
3 月下旬	対象事業所への報酬の過去分調整額 (令和 6 年 4 月～令和 6 年 12 月サービス提供分の 9 か月分) (概算) の事前通知
	(遅くとも 6 月末までに) 国保中央会、市町村、事業所のシステム改修
7 月頭	対象事業所へ報酬の過去分調整額 (令和 6 年 4 月～令和 7 年 5 月サービス提供分の 14 か月分) の通知
7 月 10 日 まで	各事業所において 6 月サービス提供分の報酬支払いの報酬請求 (7 月請求) と同時に、過去分調整額 (令和 6 年 4 月～令和 7 年 5 月分サービス提供分まで) を請求 (※)
8 月	報酬の過去分調整額の支払い (6 月サービス提供分の報酬支払いと同時)

※令和 7 年 7 月サービス提供分 (8 月請求分) 以降の報酬支払いでも調整可能

(7) 化学物質過敏症の利用者に対する配慮について【関連資料 9】

柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談が消費生活センター等にあることを踏まえ、消費者庁において厚生労働省を含む関係各省と協力のもと、啓発ポスターの作成等により、周知啓発を行っている。

都道府県、市町村におかれては、貴管内の障害福祉サービス事業所等に対し、情報提供をお願いする。

また、化学物質過敏症のある利用者が訪問系サービスを利用するにあたり、化学物質過敏症の利用者に対応したことがないなどの理由により、訪問系サービス事業者からヘルパー派遣を拒否されたという事例があると指摘されている。

障害福祉サービスの指定基準においては、訪問系サービス等の指定事業者は、正当な理由がなく、サービスの提供を拒んではならないと定められているが、これは、化学物質過敏症のある利用者への対応にも該当するものである。

化学物質過敏症のある利用者へのサービス提供にあたっては、例えば、香り付き製品の使用について、香りの感じ方に個人差があることに配慮することや、配慮をしてほしい事項を利用者から具体的に聞き取る等により、化学物質過敏症のある利用者に対応したサービス提供に努めるよう、訪問系サービス等の事業者にも周知されたい。

(8) 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業について【関連資料 10】

平成 30 年度より地域生活支援促進事業のメニューとして、「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」を実施しているところである。

本事業は、重度障害者が大学等 (大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。) において必要な支援が受けられずに修学を断念することがないように、大学等が重度障害者の修学に係る支援体制を構築するまでの間、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を提供するものである。

本事業の実施に当たっては、障害のある学生の支援について検討を行う委員会や相談窓口等を設置すること、重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画を立てて支援を進めること等を補助要件としている。

また、実施主体である市町村は、大学等が行う支援体制の構築に向けた計画の策定やその実施に協力を行うなど、大学と連携しながら本事業を実施することが重要であることから、市町村は大学等が実施する委員会等に参加し、当該学生への支援状況や大学等の支援体制等について大学等と共に確認を行うとともに、必要な助言を行うことを補助要件としている。

各都道府県におかれては、管内市町村に対し、重度障害者の修学 (入学予定を含む) 先の大学等と十分に連携し、本事業の趣旨等を踏まえた事業実施が積極的に行われるよう、周知をお願いしたい。

関連資料 8

事務連絡
令和6年11月29日

都道府県
各 障害保健福祉主管課 御中
市町村

厚生労働省
社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課
企画課

訪問系サービス事業所が報酬請求に使用するシステムの
サービスコードの修正に伴う支払い額の調整について

障害福祉行政の推進につきまして、日頃よりご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。
令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）を改正し、令和6年4月1日より、報酬算定に用いる単位数を見直したところです。

今般、訪問系サービス事業所が報酬請求に使用するシステムの介護給付費等単位数サービスコード（令和6年4月施行版）（以下「サービスコード」という。）が、報酬告示の単位数とは一部異なる設定となっており、報酬の請求・支払額について告示の単位数より過不足が生じていることが判明しました。

厚生労働省としましては、公益社団法人国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）とも連携し、下記のとおり、可能な限り、各自治体や事業者等の皆様の負担を軽減できるよう対応策を講じるとともに、再発防止等に取り組んでまいります。皆様にご迷惑をおかけすることをお詫び申し上げますとともに、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、サービスコードにおいて、下記の他に誤りがないことは確認済みであることを申し添えます。

各市町村におかれては、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援の各事業所への周知等、特段のご配慮をお願いいたします。

記

1

1. 当該事案の内容

(1) 該当サービス

・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援

(2) 主な内容

サービス提供時間が長時間の場合に、サービスコード上、報酬の基本単位に1～11単位の差が生じている。

①居宅介護サービス費（夜間等の時間帯を跨いで長時間の場合）

- 「イ 居宅における身体介護が中心である場合」、「ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合」
 - ・「(7)所要時間3時間以上の場合」の報酬単位について、921単位（改定前：916単位）に30分増すごとに+83単位とすべきところ、920単位に30分増すごとに+83単位となっている。
- 「ハ 家事援助が中心である場合」
 - ・「(6)所要時間1時間30分以上の場合」の報酬単位について、311単位（改定前：309単位）に15分増すごとに+35単位とすべきところ、310単位に15分増すごとに+35単位となっている。
- 「ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合」
 - ・「(4)所要時間1時間30分以上の場合」の報酬単位について、345単位（改定前：343単位）に30分増すごとに+69単位とすべきところ、344単位に30分増すごとに+69単位となっている。
- 「重度訪問介護従業者養成研修課程修了者であって、身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者の場合」
 - ・「所要時間3時間以上の場合」の報酬単位について、638単位（改定前：635単位）に30分増すごとに+86単位とすべきところ、639単位に30分増すごとに+86単位となっている。

②重度訪問介護サービス費

- 「イ 重度訪問介護の中で居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出時における移動中の介護を行った場合」、「ロ 病院等に入院又は入所をしている障害者に対して、重度訪問介護の中で病院等における意思疎通の支援その他の必要な支援を行った場合」
 - ・「(9)所要時間8時間以上12時間未満の場合」の報酬単位について、1,505単位（改定前：1,497単位）に30分増すごとに+85単位とすべきところ、1,501単位に30分増すごとに+85単位となっている。
 - ・「(10)所要時間12時間以上16時間未満の場合」の報酬単位について、2,184単位（改定前：2,172単位）に30分増すごとに+81単位とすべきところ、2,177単位に30分増すごとに+81単位となっている。
 - ・「(11)所要時間16時間以上20時間未満の場合」の報酬単位について、2,834

2

単位（改定前：2,818単位）に30分増すごとに+86単位とすべきところ、2,830単位に30分増すごとに+86単位となっている。
 ・「(12) 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合」の報酬単位について、3,520単位（改定前：3,500単位）に30分増すごとに+80単位とすべきところ、3,512単位に30分増すごとに+80単位となっている。

③同行援護サービス費（夜間等の時間帯を跨いで長時間の場合）

○「ト 所要時間3時間以上」の報酬単位について 697 単位（改定前：693 単位）に30分増すごとに+66単位とすべきところ、698 単位に30分増すごとに+66単位となっている。

④重度障害者等包括支援サービス費

○「イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立支援（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合」
 ・「(3) 12 時間以上 24 時間未満」の報酬単位について、2,514 単位（改定前：2,501 単位）に30分増すごとに+99単位とすべきところ、2,525 単位に30分増すごとに+99単位となっている。

(3) 影響規模（推計）

・全国事業所への影響額（概算）

	影響事業所数	1事業所あたり・1月分(平均)
居宅介護	4,310 事業所 (全事業所の 18%)	支払いが 50 円不足 (1 月分平均収入額 100 万円)
重度訪問介護	4,150 事業所 (全事業所の 48%)	支払いが 5,500 円不足 (1 月分平均収入額 170 万円)
同行援護	2,560 事業所 (全事業所の 38%)	支払いが 80 円過大 (1 月分平均収入額 30 万円)
重度障害者等 包括支援	6 事業所 (全事業所の 50%)	支払いが 5,500 円過大 (1 月分平均収入額 410 万円)

2. 新たなサービスコード（案）

令和6年度報酬改定に伴う訪問系サービスの新たなサービスコード（案）については、別途、厚生労働省ホームページに掲載いたします。

なお、確定版については、令和7年1月頃に改めてお知らせする予定です。

・厚生労働省ホームページアドレス：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644_00018.html

(注) 重度障害者等包括支援については、サービス提供実績記録票で単位数を算出するため、別途、「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」を改正いたします（令和7年6月施行予定）。

3. 今後の対応

今後必要となる対応及びスケジュールについて、現時点の予定をお知らせします。
 なお、更なる詳細については、今後随時お知らせしてまいります。

(1) 全体のスケジュール

新たなサービスコードでの報酬請求には、事業所の請求ソフトの改修、国保中央会や市町村の審査システム等の改修が必要となります。このため、現在、令和7年6月サービス提供分からを目途に、新たなサービスコードを用いた報酬請求が可能となるように作業を進めております。

また、報酬の過去分調整額（令和6年4月から令和7年5月サービス提供分まで）については、令和7年6月サービス提供分の報酬支払いと同時に調整を行う予定です（令和7年8月に支払い予定）。なお、令和7年7月サービス提供分以降でも調整を可能とする予定です。

【全体スケジュール（予定）】

令和7年	1月	新サービスコードの確定版の発出
	3月	対象事業所への報酬の過去分調整額（令和6年4月～令和6年12月サービス提供分の9か月分）（概算）の事前通知
	～5月	国保中央会、市町村、事業所システムの改修
	6月～	新サービスコードでの報酬請求開始
	7月頭	対象事業所へ報酬の過去分調整額（令和6年4月～令和7年5月サービス提供分の14か月分）の通知
	7月10日まで	各事業所において6月サービス提供分の報酬支払いの報酬請求と同時に、過去分調整額（令和6年4月～令和7年5月サービス提供分まで）を請求
	8月	報酬の過去分調整額の支払い（6月サービス提供分の報酬支払いと同時に）

(2) 事業所への対応

①令和7年3月目途に、都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）から対象事業所に対し、報酬の過去分調整額（令和6年4月～令和6年12月サービス提供分の9か月分）（概算）を電子請求受付システムにてお知らせする予定です。

②令和7年7月頭を目途に、国保連から対象事業所に対し、報酬の過去分調整額（令和6年4月～令和7年5月サービス提供分の14か月分）を電子請求受付システムにてお知らせする予定です。

③対象事業所において、令和7年6月サービス提供分の報酬支払いの報酬請求と同時に、過去分調整額（令和6年4月～令和7年5月サービス提供分まで）を報酬請求システムにより請求いただき、令和7年6月サービス提供分の報酬支払いと同時に調整を行う予定です（令和7年8月に支払い予定）。なお、過去分調整額の請求にあたっては、各事業所における負担ができる限り少なくなるよう、調整額のお知らせと併せてCSVファイルを併せて送付し、当該ファイルを取り込むことで、請求

明細書に自動的に単位数を設定できるようにすることを検討しています。また、令和7年7月サービス提供分以降の報酬支払いでも調整できるようにする予定です。

※ 報酬の過去分調整額について、不足が生じている場合は不足額をお支払いし、多く支払われている場合は令和7年6月サービス提供分の報酬額と相殺させていただきます。

※ 事業所を閉鎖する場合などやむを得ない事情があり、上記の対応が難しい場合には、令和7年6月以前において、紙媒体による過去分調整額の請求・支払いについても検討しており、詳細は追ってお知らせいたします。

(3) 市町村の対応

各市町村が所有するシステムの改修については、国において支援する予定であり、令和6年度補正予算案の「障害者自立支援給付審査支払等システム事業費（自治体分）」において、就労選択支援の創設に伴う改修等に必要な経費への補助と併せて必要な予算を計上しているところです。具体的な手続き等は、追ってお知らせいたします。

なお、都道府県においては、本件サービスコードに係るシステムの改修作業は発生しません。

(4) 相談窓口について

①市町村・事業者における報酬請求・支払いの事務手続きについて

- ・公益社団法人国民健康保険中央会・ヘルプデスク
電話番号：0570-059-403
メールアドレス：mail@support-e-seikyuu.jp

②市町村のシステム改修に対する補助について

- ・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自治体支援係
電話番号：03(5253)1111（内線：3007）
メールアドレス：syougaiikaiku@mhlw.go.jp

③その他、上記以外について

- ・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課訪問サービス係
電話番号：03(5253)1111（内線：3092）
メールアドレス：houmon@mhlw.go.jp

【照会先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 訪問サービス係
電話 03-5253-1111（内線：3092）